一号ロ」を「同項第一号イ及びロ」に、「旅券等に記載された情報の」を「情報（以下この項及び第十八項において「旅券情報等」という。）の」に、「非居住者」を「免税購入対象者」に、「同号ロに規定する旅券等に記載された情報」を「旅券情報等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に、「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に、「第六項及び第十四項」を「第七項及び第十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十二項及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同号イ中「以下この項及び第五項」を「イ及び第六項」に、「同じ。）」を「同じ。）又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面」に、「提示する」を「提示し、かつ、当該旅券等に係る情報を当該事業者に提供する」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　第一項第一号に掲げる者にあつては、同号に規定する書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、当該書類に記載された情報を当該事業者に提供すること又は当該書類の写しを当該事業者に提出すること。

第十八条第二項第二号及び第三号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同項第四号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族（以下この条において「」を削り、「」という。）が、同協定」を「が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族（第三項、第十四項第三号及び第十六項において「合衆国軍隊の構成員等」という。）

第十八条の二第二項第一号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同項第二号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同号イ中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同項第三号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同条第十項中「第七項の」を「同項の」に改める。

第十八条の三第一項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「第十八条第十三項」を「第十八条第十四項」に、「同条第二項第五号」を「同条第三項第五号」に改める。

第十八条の四第一項中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改め、同条第三項中「第十八条第七項及び第八項」を「第十八条第八項及び第九項」に改め、同条第四項第二号中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改める。

第十八条の五の次に次の一条を加える。

（税関長の権限の委任）

第十八条の六　法第八条第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十五条第一項（税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定）の規定により読み替えて適用する同法第四十条（滞納処分）並びに同法第四十三条第四項及び第五項（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する国税通則法第三十三条第三項（賦課決定の所轄庁等）の規定により読み替えて適用する同法第三十二条第一項から第四項まで（賦課決定）、同法第三十三条第四項、同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条（納税の告知）、第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）並びに第四十条並びに同法第四十三条第一項ただし書、第四項及び第五項の規定に基づく税関長の権限（以下この項においてこれらの権限を「税関長権限」という。）（次号の規定により同号に定める税関官署の長に委任されるものを除く。）当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

二　税関長権限　当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

税関長は、必要があると認めるときは、前項各号の規定により当該各号に定める税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3　税関長は、第一項第二号に定める税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は前項の規定により税関官署の長に委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。

4　第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨を納税義務者に通知するものとする。

第二十条の三中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第四十六条第二項中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第四十九条第五項第五号中「第七条第七項」を「第七条第九項」に改め、同項第六号中「第七条第八項」を「第七条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第五項各号に掲げる書類（前項の規定の適用を受けるものを含む。）には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）を含むものとする。

第五十条第一項中「受領した日」の下に「（前条第七項の電磁的記録にあつては、当該電磁的記録の提供を受けた日）」を加え、「保存しなければ」を「保存（前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。以下この項において同じ。）をしなければ」に改め、同項ただし書中「同条第七項」を「法第三十条第七項」に、「保存する」を「保存をする」に改め、同条第二項中「（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第三項中「前項」を「これら」に改める。

第七十一条の二第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十九条第七項に規定する電磁的記録

第七十一条の二第一項に次の一号を加える。

七　その他財務省令で定める電磁的記録

第七十一条の二第三項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「重加算税」を「第六十八条第一項又は」とあるのは「第六十八条第一項若しくは」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る」を「第六十八条第二項又は」とあるのは「第六十八条第二項若しくは」と、「限る」に改める。